

# 熊本県公報

## 目次

- 規 則
- 一 熊本県立保育大学校学則の一部を改正する規則 (児童家庭課)
  - 二 熊本県都市計画法施行細則の一部を改正する規則 (建築課)
  - 三 熊本県農業倉庫業法施行細則の一部を改正する規則 (農業団体金融課)
  - 登 載 依 頼
  - 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会)
  - 五 熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則 (教育委員会)
  - 正 誤
  - 平成十四年三月二十五日熊本県告示第二百二十号(熊本県告示の形式を左横書きに改正する規程)中 (私学文書課) 一四

## 規 則

熊本県立保育大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第二十九号

熊本県立保育大学校学則の一部を改正する規則

熊本県立保育大学校学則(昭和三十八年熊本県規則第七十二号)の一部を次のように改

正する。

目次中「第二十三条」を「第二十四条」に、「第二十四条」を「第二十五条」に、「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

第四条中「基礎科目」を「教養科目」に、「専門的科目」を「必修科目」に改める。

第五条中「基礎科目」を「教養科目」に改める。

第六条中「専門的科目」を「必修科目」に改める。

第十一条の表を次のように改める。

区 分	教 科 目	単 位 数
教養科目	体育(講義一単位、実技一単位)を含む八単位以上	
必修科目	二十六科目	五十単位
選択必修科目	保育実習一単位を含む十単位以上	
合 計		六十八単位以上

第十六条第四号中「八月一日から九月十日まで」を「八月五日から九月三十日まで」に改める。

第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

(除籍)

第二十四条 校長は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍することができる。

- 一 第二条第二項に規定する在学期間を超えた者
- 二 授業料の納付を怠り、督促しても納付しない者

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一(第五条関係)

教養科目一覧

系 列	教 科 目	単 位 数			
		講義	演習	実技	計
教 養 科 目	文学	2			2
	法学	2			2
	生活科学	2			2
	情報処理				2
	英語		2		2
	体育	1		1	2
合 計		9	2	1	12

別表第二(第六条関係)

必修科目一覧

系 列	教 科 目		単 位 数	
	講義	演習	実習	計
保育の本質・目的の理解に関する科目	社会福祉	2		
	社会福祉援助技術		2	
	児童福祉			2
	保育原理	4		
	養護原理			2
	教育原理			2
	発達心理学			2
	教育心理学			2
	小児保健			2
	小児栄養			2
保育の対象の理解に関する科目	家族援助論	2		
	健康			2
	人間関係			2
	環境			2
	言葉			2
	表現 (音楽リズム)			2
	基礎的事項			2
	乳児保育			2
	障害児保育			2
	養護内容			2
基礎技能	表現 (器楽)			2
	表現 (造形)			2
	体育			2
	保育実習			2
	総合演習			2
合 計	24	20	6	50

別表第三(第六条関係)

選択必修科目一覧

系 列	教 科 目		単 位 数	
	講義	演習	実習	計
保育の本質・目的の理解に関する科目	養護原理	2		
	老人福祉			2
	発達心理学			2
	臨床心理学			2
	小児保健			2
	保育内容総論			2
	乳児保育			2
	児童文化			2
	表現 (造形)			2
	表現 (器楽)			2
基礎技能	音楽			2
	表現 (造形)			2
	体育			2
	保育実習			2
	保育実習			2
	総合演習			2
合 計	8	12	4	24

附 則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本県立保育大学校学則第四条から第六条まで及び第十一条並びに別表第一から別表第三までの規定は、平成十四年四月一日以後に熊本県立保育大学校に入学する者について適用し、同日前に在学する者については、なお従前の例による。

熊本県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第三十号

熊本県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

熊本県都市計画法施行細則(昭和四十六年熊本県規則第十五号)の一部を次のように改

正す。

第十六条（見出しを含む。）中「市街化調整区域」を「用途地域の定められていない土地の区域」に改める。

第二十三条第七号中「市街化調整区域」を「用途地域の定められていない土地の区域」に改め、同条第九号を削り、同条第十号を同条第九号とし、同条第十一号を第十号とする。

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とする。

別記第二十号様式中、「附則第4項」及び「（附則第5項において準用する場合を含む。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県農業倉庫業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第三十一号

熊本県農業倉庫業法施行細則の一部を改正する規則

熊本県農業倉庫業法施行細則（昭和二十四年熊本県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条」を「第十三条」に改める。

記載例第一を次のとおり改める

記載例第1

（農業倉庫業法施行規則第1条による添付書類）

1 申請の理由  
農業倉庫業を経営しようとするに至った理由を下記の事項につき詳記すること

- (1) 地理並びに物資集散の状況
- (2) 物資販売の状況
- (3) 保管及び貯蔵に関する償行、並びに状況
- (4) 農業倉庫業の開始により農業を営む者と倉庫との連絡及び当該地方の経済状況に及ぼす関係

2 倉庫において取り扱う物品の種類別数量の予定

種 類	数 量	種 類	数 量

3 経営主体の事業年度

4 倉庫の所在地  
住所

5 倉庫の棟数、建坪、主な構造、又は工事及び収容力並びに倉庫経営に要する敷地の面積に関する事項

- (1) 倉庫の棟数
  - (2) 倉庫の建築
  - (3) 主な構造
  - (4) 収容力
  - (5) 敷地の総面積
- 棟 棟 面積 ㎡
- 本屋 ㎡ 総面積 ㎡
- 下屋 ㎡
- 鉄筋コンクリートブロック
- t (kg) ㎡

6 倉庫及び敷地は申請者の所有に係るものであるかどうかの別及び所有に係らないものについては、その使用の権利に関する事項

- (1) 倉庫は申請者の所有であつて敷地はこれを賃借する。
- (2) 敷地所有主 住所 氏名
- (3) 地上権設定の有無 地上権を設定する
- (4) 借地料 1か年 何円
- (5) 期限 年 月 日から何か年

7 倉庫は既設のものかどうかの別並びにあらたに建築改修又は修繕をなすものについては、その竣工の予定期日及び既設のものについては建築の時期

倉庫名	工事別	建築時期	竣工予定日
本 庫	新 築	年 月 日	年 月 日
第一支庫	新 築	年 月 日	年 月 日
第二支庫	新 築	年 月 日	年 月 日
第.....	新 築	年 月 日	年 月 日

8 付属の設備に関する事項  
受寄物の検査、調製、俵装、又は荷造機に倉庫の下屋を利用する外、下記の通りに本庫に付属建物を設備する。  
鉄筋コンクリートブロック スレート瓦葺 1棟 面積 m<sup>2</sup>

9 貸付事業をする場合は貸付総金額の予定及びその調達方法  
(1) 貸付金額 円  
(2) 調達方法  
何々銀行と無担保貸付契約又は組合資金をもって調達する

10 起業費及び1か年収支概算  
(1) 起業費  
収入の部

種 目	金 額	説 明
組合資金		
.....		
.....		
計		

支出の部

種 目	金 額	説 明
敷 地 料		
倉庫建築費		
倉庫修繕費		
倉庫買入費		
付属設備費		
備 品 費		
調 査 費		

種 費	金 額	説 明
計		

(1) 1か年収支概算  
収入の部

種 目	金 額	説 明
保 管 料		
調整手数料		
改装手数料		
荷造手数料		
計		

支出の部

種 目	金 額	説 明
事 務 員 給 料		
従業員給与金		
備 品 費		
消 耗 品 費		
印 刷 費		
通 信 費		
保 險 料		
計		

11 申請者である法人において農業倉庫業開始の決定を要するものにあつては、その決定を証明する書面  
(別紙総会の議事録の写1通)

12 公益法人にあつては、定款又は寄附行為及び財産目録

(1) 定款又は寄附行為は別冊のとおり

(2) 財産目録

資産	何円
私込済出資金	何円
土地	所在、地目、面積
建物	所在、棟数、面積
什器	種類、点数
.....	.....